

# ごぞんじですか? 第124回

## JAPAN/MARC

### —日本目録規則2018年版適用による変更点を中心に—

国立国会図書館 収集・書誌調整課

#### 1. はじめに

国立国会図書館は、2021年1月からの『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)の適用に伴い、JAPAN/MARCフォーマットのデータ項目の追加及び変更を行いました。本稿では、JAPAN/MARCの概要及びNCR2018適用開始に伴う変更点を説明します。

JAPAN/MARCを含め、国立国会図書館が作成した書誌データ及び典拠データは、営利・非営利の目的を問わずどなたでも申請なしに無償で利用できます。後半でJAPAN/MARCの利用方法についても紹介しますので、目録作成業務の効率化をはじめ様々な場面でご活用いただければ幸いです。

#### 2. JAPAN/MARCの概要

JAPAN/MARCの概要を説明するために、まずは、JAPAN/MARCに収録されている全国書誌データについて説明します。国立国会図書館が収集した国内出版物及び外国刊行の日本語出版物について記録した書誌データが全国書誌データです。国立国会図書館は納本制度に基づき国内出版物を広く収集しており、件数、種類ともに豊富な書誌データを作成しています。2020年度末時点の日本語資料の書誌データの累計は図書で約526万件、逐次刊行物で約20万件に上り<sup>1)</sup>、官庁や自治体の出版物、自費出版物などの一般に流通しにくい資料のデータも多数含まれます。

また、全国書誌データは日本目録規則を適用し、適用のための細則なども細かく定めて作成した標準的で質の揃ったデータでもあります。さらに、著者名やキーワードを整理して統制した典拠データとリンクしています。国立国会図書館は、全国書誌データをMARC形式にしたJAPAN/MARC

(M/S)と、著者名、著作、固有名件名の典拠データをMARC形式にしたJAPAN/MARC(A)を提供しています。

JAPAN/MARCは2012年1月から「JAPAN/MARC MARC21フォーマット」で提供しています。これは書誌データ交換用の国際標準規格であるISO 2709及び米国議会図書館が提供し各国で採用されているMARC 21フォーマットに準拠しています。国立国会図書館では、2021年1月から全国書誌データの作成にNCR2018の適用を開始しました<sup>2)</sup>。それに伴い、「JAPAN/MARC MARC21フォーマットマニュアル」の改訂を行い、2021年5月に公開しました。

#### 3. NCR2018適用に伴うJAPAN/MARC(M/S)フォーマットの変更点

まず、JAPAN/MARC(M/S)のフォーマットの変更の契機となった、NCR2018について簡単に説明します。NCR2018は、「書誌レコードの機能要件」(FRBR)の概念モデルを基盤とし、国際目録原則覚書(ICP)等の国際標準に準拠し、英米の目録規則Resource Description and Access(RDA)との相互運用性に配慮して策定されています。『日本目録規則1987年版』(以下「NCR1987」)から約30年ぶりとなる抜本改訂となり、この間の資料の多様化、目録の作成・提供環境の電子化の進展を背景に、書誌データ及び典拠データの国際的な流通の促進、目録の機能改善を企図した規則となっています。

ここからは、2021年1月のJAPAN/MARC(M/S)のフォーマットの変更点のうち、NCR2018の特徴をよく表している点を中心に紹介します。タグ及びデータ例はMARCタグ形式で図1のように示

します。

(264タグの例)

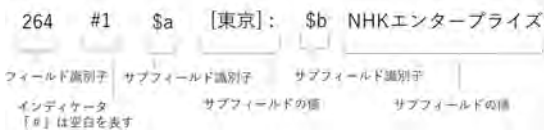


図1 MARCタグ形式の例

JAPAN/MARC(M/S)に収録される書誌データのうち、NCR2018の適用対象には、040\$a(目録規則)にNCR2018を表すコード「ncr/2018」を記録します<sup>3)</sup>。

### 3.1 出版表示等の記録

NCR2018は書誌データの機械可読性の向上を図っており、その一端が出版表示等の記録に現れています。NCR1987の「出版・頒布等に関する事項」では、出版者の表示がないときは代わりに頒布者を記録するなど、出版、頒布等の種類によって書誌の事項を区別していませんでしたが、NCR2018では、種類によってエレメント(データを構成する要素。従来の書誌の事項に相当)を区別しています。

そのため、出版表示等の記録タグを260タグから264タグに変更しました。変更前は、260タグに出版者ではなく頒布者等を記録する場合、260\$bの値の末尾に「(発売)」などの語句を付加することで出版者と区別していました。一方、変更後の264タグでは、1のときは出版、2のときは頒布といったように第2インディケータの値で出版、頒布等の種類を表すので、インディケータの値に応じて図書館システム上の表示を制御することができます(図2)。

【NCR1987適用データ例(抜粋)】

260 ## \$a [東京]:\$b NHKエンタープライズ;  
\$a [東京]:\$b ポニーキャニオン (発売), \$c 2021.3

【NCR2018適用データ例(抜粋)】

264 #1 \$a [東京]:\$b NHK エンタープライズ, \$c 2021.3  
264 #2 \$a [東京]:\$b ポニーキャニオン

図2 260タグと264タグの記録の比較

### 3.2 表現種別、機器種別、キャリア種別

NCR2018では、資料の内容的側面と物理的側面が整理され、NCR1987の「資料種別」に代わり、「テキスト」、「楽譜」などの用語で知的・芸術的内容を表現する基本的な形式を示す「表現種別」をはじめ、「コンピュータ」、「オーディオ」などの用語で資料を利用するために必要な機器の種類を示す「機器種別」(機器を用いない場合は「機器不用」)や、「冊子」、「オーディオ・ディスク」などの用語で資料の記録媒体とその形状を示す「キャリア種別」という新しいエレメントが登場しました。これらのエレメントの記録により、「資料種別」では十分に表現できなかった、地図を収録した電子資料や楽譜の点字資料のような多面的な資料の特性が表現できます。各種別を表す用語は、NCR2018が提示する語彙のリストの用語を用いることとしており、やはり機械可読性が意識されています。

JAPAN/MARC(M/S)フォーマットでは、「表現種別」を336タグに、「機器種別」を337タグに、「キャリア種別」を338タグに記録します。それぞれ、サブフィールド\$aにNCR2018の語彙のリストの用語を、\$2には記録した用語の根拠となる語彙のリストを示す「ncrcontent」等のコードを記録し、統制された語句であることを示します。2021年1月以降に作成する書誌データでは、「資料種別」を記録していた245\$hは使用しません(図3)。

【NCR1987適用データ例(抜粋)】

245 00 \$6 880-01 \$a レクイエム \$h [録音資料] = \$b Requiem / \$c ヴェルディ【作曲】; ニコラウス・アーノクール 指揮; ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団 他【演奏】  
300 ## ## \$a 録音ディスク 2枚 (87分); \$b CD.

【NCR2018適用データ例(抜粋)】

245 00 \$6 880-01 \$a レクイエム = \$b Requiem / \$c ヴェルディ; ニコラウス・アーノクール 指揮; ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団 他【演奏】  
300 ## \$a CD 2枚; \$c 12 cm  
336 ## \$a 演奏 \$2 ncrcontent  
337 ## \$a オーディオ \$2 ncrmedia  
338 ## \$a オーディオ・ディスク \$2 ncrcarrier  
500 ## \$e 所要時間: 87分43秒

図3 245\$hと336、337、338タグの記録の比較

### 3.3 著作の典拠コントロール

書誌データ中心の規則であったNCR1987と異なり、NCR2018では、典拠データによるコントロールを規則上に明確に位置付けており、特に著作の典拠コントロールを重要視しています。著作とは、作品がテキストや音声などで表現される前の状態を指す概念です。

国立国会図書館でも2021年1月から、図書の一部について著作の典拠コントロールを開始しました。古典作品の翻刻や現代語訳、日本語訳タイトルにゆれがある近現代の作品に該当する図書の書誌データについて、730タグに著作の優先タイトル及び典拠レコード管理番号(以下「典拠ID」)を記録し、著作が物理的に具体化された資料である体現形から著作への関連を表現します(図4)。これにより、資料のタイトルのゆれ、翻訳者、出版者等の違いにかかわらず、同一の著作に紐づく資料をまとめて検索することができます。著作の典拠コントロールについては、2020年12月以前に作成した書誌データにも一部、遡及的に適用を行う予定です。

なお、730\$0の典拠IDに対応する著作典拠データは、JAPAN/MARC(A)に収録されています。

#### 【NCR2018適用データ例(抜粋)】

```
245 00 $6 880-01 $e ドクター・ドリトル : $b アフリカへゆく / $c
ヒュー・ロフティング 作 ; 杉田七重 訳 ; 帆 絵
730 0# $a The story of Doctor Dolittle $0 031420182
700 1# $a Lofting, Hugh, $d 1886-1947 $e 著者 $0 00447952
```

図4 730タグの記録例

### 3.4 資料と個人・団体との関連

従来の著者標目に代わり、NCR2018の下では資料と個人・団体との関連を表現する典拠形アクセス・ポイントを記録します。記録するタグ(700/710/800/810タグ)に変更はありませんが、資料と個人・団体との関連の詳細な種類を示すため、新たに、必要に応じてサブフィールド\$eに関連指示子を記録します。関連指示子には、NCR2018に規定される語句及び国立国会図書館が別途規定する統制された語句を用いるため、図書館システムでの検索に活用することもできます(図5)。

#### 【NCR2018適用例(抜粋)】

```
700 1# $a Goethe, Johann Wolfgang von, $d 1749-1832 $e 著者 $0
00441109
700 1# $6 880-05 $a 酒寄, 進一, $d 1958- $e 訳者 $0 00141081
700 1# $6 880-06 $a ヨシタケ, シンスケ, $d 1973- $e 挿絵者 $0
00928769
```

図5 700\$eの記録例

### 4. NCR2018適用に伴うJAPAN/MARC(A)フォーマットの変更点

ここまでJAPAN/MARC(M/S)フォーマットの変更点を紹介しましたが、JAPAN/MARC(A)フォーマットもNCR2018適用に伴い変更しています。

まず、前述のとおり収録対象に著作典拠を加えました。著作典拠の典拠形アクセス・ポイントは、統一タイトル件名典拠と同様、130タグに記録します。個人名典拠及び団体名典拠についても、識別要素(従来の「付記事項」に相当)を記録するタグの追加等を行っています。

本稿では紹介しきれなかった変更点について、詳しくはホームページ内「JAPAN/MARC MARC 21フォーマット変更箇所一覧」及び「JAPAN/MARC MARC 21フォーマットマニュアル(2021年1月)」(<https://www.ndl.go.jp/jp/data/catstandards/jm/index.html>)を参照ください<sup>4)</sup>。

### 5. JAPAN/MARCの入手方法

#### 5.1 国立国会図書館ホームページから

ホームページ内「JAPAN/MARCデータ(毎週更新)」([https://www.ndl.go.jp/jp/data/data\\_service/jnb\\_product.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb_product.html))に、直近1年分のJAPAN/MARC(M/S)とJAPAN/MARC(A)の週次版データを掲載しています。1週間の期間に作成・更新・削除した書誌データ又は典拠データを1ファイルに収録しています。

#### 5.2 国立国会図書館サーチからのMARC形式データの取得

2021年1月から国立国会図書館サーチ(<https://iss.ndl.go.jp/>)でJAPAN/MARCと同じ形式の書誌データを提供しています<sup>5)</sup>。詳細画面の右下、「検索結果を出力」の欄に、MARC形式及びMARC

タグ形式で出力するリンクが表示されます。

なお、国立国会図書館サーチでは詳細画面から1件ずつ書誌データを取得できるようになっています。別途、書誌データを一括で取得できる「NDL作成MARC取得ツール」を提供していますので、ツールを希望する方はホームページ内「全国書誌データ」([https://www.ndl.go.jp/jp/data/data\\_service/jnb/index.html#tool](https://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb/index.html#tool))を確認の上、申し込んでください。

## 6. おわりに

国立国会図書館では、JAPAN/MARCのほかにも様々な形式で書誌データを提供しています。パンフレット「全国書誌データのご案内」([https://www.ndl.go.jp/jp/data/data\\_service/data\\_service\\_pamphlet.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/data_service_pamphlet.pdf))では、国立国会図書館の書誌データの様々な活用方法を提案しています。

JAPAN/MARCを含む国立国会図書館の書誌データの利用に際しては、ホームページ内「書誌データの利用」(<https://www.ndl.go.jp/jp/use/metadata/index.html>)を参照ください。

また、ホームページで「国立国会図書館書誌データ対応システム一覧」([https://www.ndl.go.jp/jp/data/data\\_service/jnb/system\\_list.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb/system_list.html))を公開しています。「MARC形式」欄に「○」を付したシステムはJAPAN/MARCのデータを取り込んで利用することができます。

(こくりつこっかいとしょかん  
しゅうしゅう・しょしちょうせいか)

## 注

- 1) 国立国会図書館. “統計から見た書誌データ”. [https://www.ndl.go.jp/jp/data/basic\\_policy/statistics/FY2016.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/basic_policy/statistics/FY2016.html), (参照2021-06-18)
- 2) 国立国会図書館における適用方針は、書誌データの記録については「国立国会図書館『日本目録規則2018年版』適用細則」で、典拠形アクセス・ポイントについては、各種「アクセス・ポイントの選択・形式基準」で規定しており、ホームページで公開しています。  
国立国会図書館. “日本目録規則適用細則類一覧”. [https://www.ndl.go.jp/jp/data/catstandards/ncr\\_regulations/index.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/catstandards/ncr_regulations/index.html), (参照2021-06-16).  
国立国会図書館. “アクセス・ポイント”. <https://www.ndl.go.jp/jp/data/catstandards/accesspoint/index.html>, (参照2021-06-16).
- 3) NCR2018の適用対象は、2021年1月以降に新規作成した書誌データです。2020年12月以前に作成された書誌データに遡ってNCR2018を適用することは、原則として行いません。
- 4) 次の記事もあわせて参照ください。  
収集・書誌調整課書誌調整係. コラム：NCR2018適用(1)書誌データの変更点. NDL書誌情報ニュースレター. 2019, 2019年4号(通号51号), [https://www.ndl.go.jp/jp/data/bib\\_newsletter/2019\\_4/article\\_02.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/bib_newsletter/2019_4/article_02.html), (参照2021-06-16).  
収集・書誌調整課書誌調整係. コラム：NCR2018適用(2)典拠データの変更点. NDL書誌情報ニュースレター. 2020, 2020年1号(通号52号), [https://www.ndl.go.jp/jp/data/bib\\_newsletter/2020\\_1/article\\_02.html](https://www.ndl.go.jp/jp/data/bib_newsletter/2020_1/article_02.html), (参照2021-06-16).
- 5) 国立国会図書館サーチで提供する書誌データのうち、国立国会図書館が作成した書誌データ及び雑誌記事索引データのみが対象となります。